

公 告

公募型プロポーザル方式により、鳥取県域水道料金・下水道使用料徴収システム共同化及び運用保守業務の受託候補者を選定するため、次のとおり公告する。

令和8年7月31日

米子市上下水道事業管理者
上下水道局長 下 関 浩 次

1 業務の概要

(1) 業務名

鳥取県域水道料金・下水道使用料徴収システム共同化及び運用保守業務

(2) 業務内容

水道料金及び下水道使用料徴収システムの設計、開発、機器調達・設置、導入支援、データ移行、研修、運用及び保守業務一式

(3) 履行期間、提案上限額

「鳥取県域水道料金・下水道使用料徴収システム共同化プロポーザル実施要領」に定めるとおり。

(4) 実施主体

鳥取県公営企業システム共同化協議会（以下「協議会」という。）

なお、本プロポーザルは、協議会の代表事業体であり、事務局を兼務する米子市上下水道局が実施するものとする。

（協議会は、地方自治法その他の法令に基づく一部事務組合等ではなく、任意に設置された協議会であり、以下の21事業体で構成している。鳥取県、鳥取市、鳥取市水道局、米子市上下水道局、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町）

(5) 参加事業体

ア	米子市上下水道局	米子市車尾南二丁目8番1号
イ	智頭町	八頭郡智頭町大字智頭2072番地1
ウ	八頭町	八頭郡八頭町郡家493番地
エ	三朝町	東伯郡三朝町大字大瀬999番地2
オ	湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1
カ	北栄町	東伯郡北栄町由良宿423番地1
キ	伯耆町	西伯郡伯耆町吉長37番地3
ク	日野町	日野郡日野町根雨101番地

2 選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

3 参加資格

公告日において「鳥取県域水道料金・下水道使用料徴収システム共同化プロポーザル実施要領」に定める要件をすべて満たす者とする。

4 事務担当

米子市上下水道局経営企画課経営戦略担当（鳥取県公営企業システム共同化協議会事務局）
〒683-0008 鳥取県米子市車尾南二丁目8番1号
TEL：0859-32-9915 FAX：0859-23-3530
E-mail：suido-tyousei@city.yonago.lg.jp

5 参加希望申込

（1）受付期限

令和8年8月13日（木） 正午必着

（2）提出場所

4の事務担当と同じ。

（3）提出方法

持参、郵便または電子メールによる。ただし、郵便または電子メールによる場合は、5（1）の期限までに必着することとする。

（4）参加資格の確認結果通知

令和8年8月17日（月）までに通知する。

6 業務提案書等の提出

（1）提出期限

令和8年9月25日（金） 正午必着

（2）提出場所

4の事務担当と同じ。

（3）提出部数

正本1部（紙媒体1部、電子媒体1部）、副本1部（電子メール）

（4）提出方法

持参又は書留郵便（副本については電子メール）。ただし、書留郵便及び電子メールによる場合は、6（1）の期限までに必着することとする。

7 質問の受付

（1）受付期間

令和8年8月3日（月）から令和8年8月25日（火） 正午まで

（2）提出方法

電子メールによる。

（3）回答方法

令和8年9月4日（金）までに米子市上下水道局のホームページにおいて随時公表する。ただし、質問または回答の内容が質問者独自の提案に係るものである場合は、当該質問者に対してのみ回答する。

8 審査方法

- (1) 提案内容及び価格を総合的に評価し、最も優れた提案者を優先交渉権者として選定する。
- (2) 評価配点は次のとおりとする。
 - ア 技術評価点 525 点（一次審査 265 点、二次審査 260 点）
 - イ 価格評価点 225 点（システム 200 点、付帯機器 25 点）
- (3) 二次審査においてはプレゼンテーション審査を実施する。
- (4) その他審査の詳細については、「鳥取県域水道料金・下水道使用料徴収システム共同化及び運用保守業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

9 契約方法

- (1) 優先交渉権者と協議のうえ、各参加事業体と個別に契約を締結する。
- (2) 協議が不調となった場合は、次点者と協議を行う。

10 契約保証金

契約保証金は、各参加事業体の契約規則その他関係規程に従うものとする。

11 その他

- (1) 詳細は、「鳥取県域水道料金・下水道使用料徴収システム共同化プロポーザル実施要領」のとおり。
- (2) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。